

訪問介護サービス

サービス内容

利用者のお宅で、身体介護や生活のお手伝いを介護のプロが心をこめて行います！

訪問介護には、介護保険が適用される「身体介護」と「生活援助」の2種類があります。

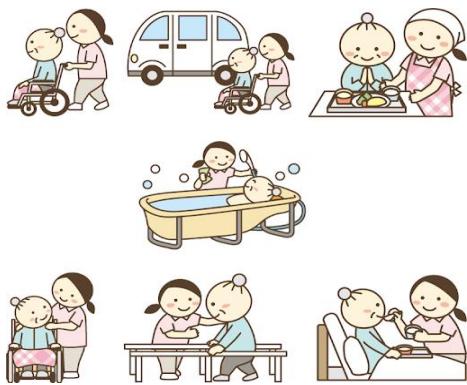
介護保険（身体介護）

身体介護とは・・・

お身体に直接触れて生活の中で必要な援助を行います。

例) 起床介助…ベッドや布団から起きる、
パジャマから服への着替え、
洗面、トイレの介助（オムツ交換）など

就寝介助…服からパジャマへの着替え、
トイレ介助（オムツ交換）、
ベッドや布団等へ寝る等
その他にも、入浴（清拭—身体を拭く）介助、
食事介助…などがあります。



介護保険（生活援助）

生活援助とは・・・

ご利用者様ご本人の調理、買い物、掃除、洗濯…などの支援を行ないます。

※ご契約者様ご本人の支援だけを行い、ご家族様への調理、買い物、洗濯等は行なえません。

※ご家族様へのサービスについては、介護保険以外でのサービス（自費サービス）を行うことができますので、ご相談ください。



介護保険（通院等乗降介助）

ご自宅から病院へ通院等の送迎

官公庁、銀行等への送迎



介護報酬（サービス利用料）改定について (訪問介護)

この度、令和6年4月1日より介護報酬が改定となり、それに伴い利用料等も改定させていただきます。また令和6年6月1日より、介護職員処遇改善加算、ベースアップ加算が変更となります。詳細が決まり次第お伝えいたします。

4. 利用料

訪問介護サービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

区分	時間	単位	※※※ 特介介 定護護 事職職 業員員 加処等 算遇ベ II改I 10善ス %加ア 加算ツ 算Iブ 13等 ・支 7援 %加 加算2 ・ 4 %加 算	旧負担額	合計負担額
身体介護	保険適用分	20分以上		320円	311円
		30分未満	244		
		30分以上	506円	494円	
		1時間未満	387		
		1時間以上	739円	724円	
		1時間半未満	567		
		1時間半以上	846円	829円	
生活援助	保険適用分	20分以上	234円	229円	
		45分未満	179		
		45分以上	220	288円	281円
乗降介助	保険適用分(介護輸送サービス)	1回	127円	125円	
			【運賃】初乗り3kmまで400円 以後1km増すごとに150円		
	保険適用外(ケア輸送サービス)		【運賃】初乗り1.4kmまで600円 以後0.3km増すごとに100円		

- 1) 1回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在する場合については、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することになります。
- 身体介護に引き続き生活援助を行う場合は、下記の単位が合算されます。
- 20分以上 65単位/回、45分以上 130単位/回、70分以上 195単位/回
- 2) 計画上の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者 の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- 3) 早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）上記単価に25%加算し、深夜（22時～翌朝6時）50%加算となります。
- 4) やむを得ない事情又はお客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- 5) 複数回にわたる訪問介護が短時間（30分未満）であっても一連のサービス行為とみなすことができる場合に限り、所要時間を合計して1回の訪問介護として算定する場合があります。
- 6) 1回の訪問が長時間にわたる場合に、ヘルパーが交代する場合があります。
- 7) 初回の訪問時と同月内にサービス提供責任者が訪問した場合に初回加算として200単位を加算させていただきます。（過去2ヶ月間利用実績のなかった場合も加算。）
- 8) 居宅介護サービスに位置づけられていない訪問を（身体介護）、緊急時に利用者またはご家族の要請により、行った場合に（24時間以内に）、1回あたり100単位加算させていただきます。
- 9) 生活機能向上連携加算〔I〕について 自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に居宅を訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成した時、1か月あたり100単位加算させていただきます。
- 10) 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算として事業所が受け取る費用は、全額介護職員（ヘルパー）に支給される事になっています。令和3年11月より、当事業所は介護職員処遇改善加算〔I〕を届け出ました。この事で利用者様に月額利用料の13.7%の1割が自己負担として発生します。
- 11) 特定事業所加算について 特定事業所加算は、専門性の高い人材の確保や支援困難ケースの対応など（厚生労働大臣が定める基準）事業所全体として、より質の高いサービスを実施している訪問介護事業所に対して、一定単位数を加算するものです。当事業所は令和3年11月に特定事業所加算〔II〕を届け出ました。この事で利用者様には所定単位数の100分の10に相当する単位数が加算されます。
- 12) 介護職員等ベースアップ等支援加算について 介護職員等ベースアップ等支援加算として事業所が受け取る費用は、3分の2以上が介護職員（ヘルパー）に支給される事になっております。令和4年10月1日より等事業所は介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ました。この事で利用者様に月額利用料の2.4%の1割が自己負担として発生します。
- （以上は令和4年10月告示の単価によります）

(1) 第一号訪問事業の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービスの名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	11,760円	1,365円	2,730円
訪問型サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	23,490円	2,727円	5,454円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	37,270円	4,327円	8,654円

上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加 算】※以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

【基本部分】※身体介護及び生活援助

加算の種類	加算の要件	加算額（1月につき）		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規の利用者へ サービス提供した場合 ※過去 2ヵ月間利用実績のなかった場 合も加算	2,000円	200円	400円
介護員処遇改善 加算（Ⅰ）※	介護職員の処遇改善として事業 所が受け取る費用は介護職員へ 支給されます。	月額利用料の 13.7%		
生活機能向上連 携加算	サービス提供責任者が介護予防 訪問リハビリテーション事業所 の理学療法士等に同行し、共同 して利用者の心身の状況等を評 価した上、生活機能向上を目的 とした介護予防訪問介護計画を 製作し、サービス提供した場合	1月あたり (3ヵ月間) 1,000円	100円	200円
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	介護職員のベースアップとして 事業所が受け取る費用の3分の2 以上は介護職員へ支給されます	月額利用料の 2・4%		

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。